

第7 高所作業

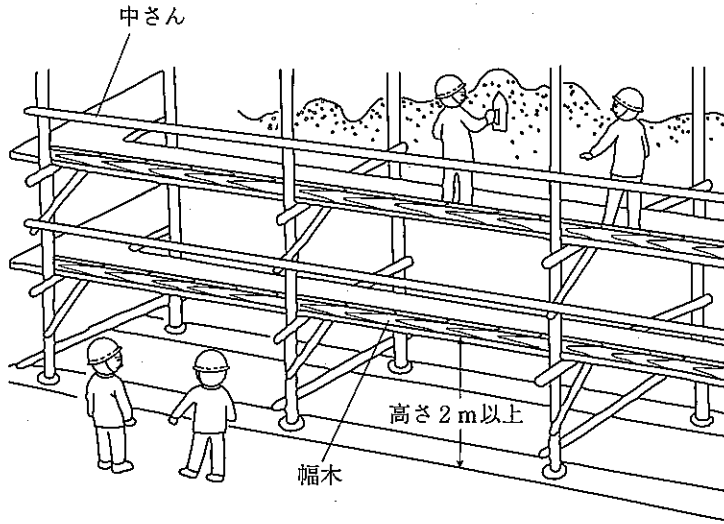
1 墜落災害の防止

高さ2m以上の場所における作業床等についての留意点

項目	留意点
作業床の設置等	<p>① 高さが2m以上の箇所（作業床の端、開口部等を除く。）で作業を行う場合において墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、足場を組み立てる等の方法により作業床を設けなければならない（法21②、安衛則518①）。</p> <p>注1 従来足場の設置義務とされていたものを作業床の設置義務に改めたものである（昭47・9・18基発601の1）。</p> <p>2 「作業床の端、開口部等」の「等」には、物品揚卸口、ピット、たて坑又はおおむね40度以上の斜坑の坑口及びこれが他の坑道と交わる場所並びに井戸、船舶のハッチ等が含まれる（昭44・2・5基発59）。</p> <p>3 「足場を組み立てる等の方法により作業床を設ける」には、配管、機械設備等の上に作業床を設けること等が含まれる（昭47・9・18基発601の1）。</p> <p>4 作業床については、労働安全衛生規則563条を参照。</p> <p>② 上記①により作業床を設けることが困難なときは、防網を張り、労働者に安全帯を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない（法21②、安衛則518②）。</p> <p>注1 防網については、墜落による危険を防止するためのネットの構造等の安全基準に関する技術上の指針（昭51・8・6技術上の指針公示8）を参照。</p> <p>2 安全帯については、安全帯の規格（平14・2・25厚労告38）を具備しなければ、使用してはならない（法42、令13③二十八、安</p>

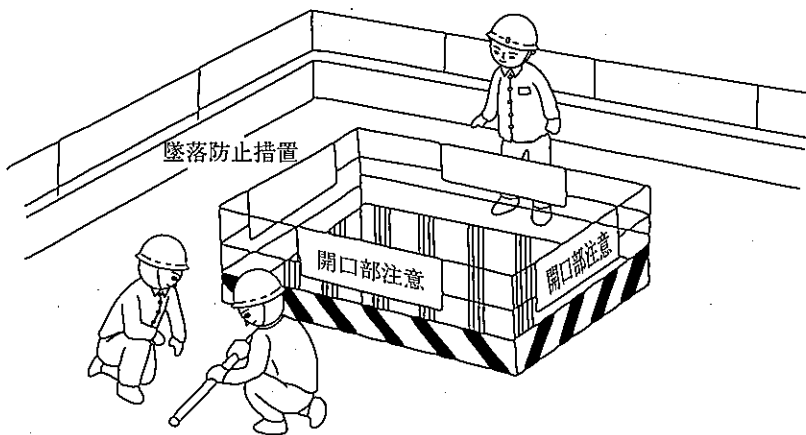
	<p>衛則27)。</p> <p>3 「労働者に安全帯を使用させる等」の「等」には、荷の上の作業等であつて、労働者に安全帯を使用させることが著しく困難な場合において、墜落による危害を防止するための保護帽を着用させる等の措置が含まれる(昭43・6・14安発100)。</p>
<p>囲い等の設置</p>	<p>① 高さが2 m以上の作業床の端、開口部等で墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、囲い、手すり、覆い等(以下「囲い等」という。)を設けなければならない(法21②、安衛則519①)。</p> <p>② 上記①により、囲い等を設けることが著しく困難なとき又は作業の必要上臨時に囲い等を取りはずすときは、防網を張り、労働者に安全帯を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない(法21②、安衛則519②)。</p>
<p>労働者の安全帯等使用義務</p>	<p>労働者は、上記の場合において、安全帯等の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない(法26、安衛則520)。</p>
<p>安全帯等の取付設備等</p>	<p>① 高さが2 m以上の箇所で作業を行う場合において、労働者に安全帯等を使用させるときは、安全帯等を安全に取り付けるための設備等を設けなければならない(法21②、安衛則521①)。</p> <p>② 事業者は、労働者に安全帯等を使用させるときは、安全帯等及びその取付け設備等の異常の有無について、随時点検しなければならない(法21②、安衛則521②)。</p>
<p>悪天候時の作業禁止</p>	<p>高さが2 m以上の箇所で作業を行う場合において、強風、大雨、大雪等の悪天候のため、当該作業の実施について危険が予想されるときは、当該作業に労働者を従事させてはならない(法21②、安衛則522)。</p>
<p>照度の保持</p>	<p>高さが2 m以上の箇所で作業を行うときは、当該作業を安全に行うため必要な照度を保持しなければならない(法21②、安衛則523)。</p>

〔作業床の設置〕



(安衛則518)

〔囲いの設置〕



(安衛則519)

第4章 作業別災害防止 第7 高所作業

<p>罰 則</p>	<p>① 高さが2m以上の箇所において作業させる とき、墜落による危険の防止のための措置を 講じなかったとき (法21②)</p> <p>② 安全帯の使用を命じられた労働者がこれを 使用しなかったとき (法26)</p>	<p>①の場合、6月以下の懲 役又は50万円以下の罰金 (法119一・122)</p> <p>②の場合、50万円以下の 罰金 (法120一・122)</p>
------------	--	--

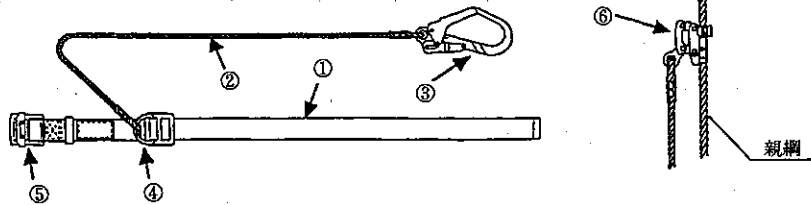
安全帯の使用等についての留意点

項目	留意点
高さ2m以上の箇所における安全帯の使用	<p>① 高さが2m以上の箇所（作業床の端、開口部等を除く。）で作業を行う場合において墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときで、足場を組み立てる等の方法により作業床を設けることが困難なときは、防網を張り、労働者に安全帯を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない（法21②、安衛則518②）。</p> <p>② 安全帯は、規格を具備したものでなければ、使用してはならない（法42、安衛則27）。</p> <p>注 「安全帯の規格」（平14・2・25厚労告38）は、胴ベルト型とハーネス型の2種類とし、それぞれについて、具備すべき構造要件を規定したものである（平14・3・14基発0314003）。</p>
高さ2m以上の作業床の端、開口部等における安全帯の使用	<p>高さが2m以上の作業床の端、開口部等で墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所に、囲い、手すり、覆い等（以下「囲い等」という。）を設けることが著しく困難なとき、又は作業の必要上臨時に囲い等を取りはずすときは、防網を張り、労働者に安全帯を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない（法21②、安衛則519②）。</p>
労働者の安全帯等の使用義務	<p>労働者は、高さ2m以上の箇所（高さ2m以上の作業床の端、開口部等を含む。）において、安全帯等の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない（法26、安衛則520）。</p>
安全帯等の取付け設備	<p>高さが2m以上の箇所で作業を行う場合において、労働者に安全帯等を使用させるときは、安全帯等を安全に取り付けるための設備等を設けなければならない（法21②、安衛法521①）。</p> <p>注 安全に取り付けるための設備には、はり、柱等がすでに設けら</p>

	<p>れており、これらの安全帯等を安全に取り付けるための設備として利用できる場合も含まれる（昭43・6・14安発100）。</p>
<p>安全帯等、その取付け設備等の点検</p>	<p>労働者に安全帯等を使用させるときは、安全帯等及びその取付け設備等の異常の有無について、随時点検しなければならない（法21②、安衛則521②）。</p>

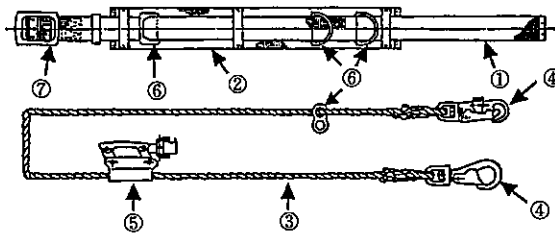
〔各種安全帯の例〕

●一本つり状態を使用する胴ベルト型安全帯の例



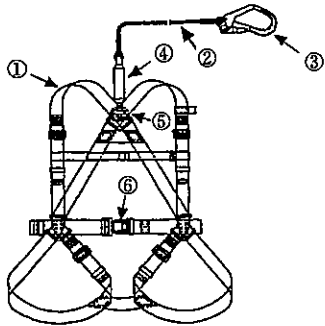
- | | | |
|--------------|-------|--------|
| ① ベルト | ③ フック | ⑤ バックル |
| ② ランヤードのロープ等 | ④ 環 | ⑥ グリップ |

●U字つり状態を使用する胴ベルト型安全帯の例



- | | | |
|--------------|---------|--------|
| ① ベルト | ④ フック | ⑦ バックル |
| ② 補助ベルト | ⑤ 伸縮調節器 | |
| ③ ランヤードのロープ等 | ⑥ 環 | |

●ハーネス型安全帯の例



- ① ハーネス
- ② ランヤードのロープ等
- ③ フック
- ④ ショックアブソーバ
- ⑤ 環
- ⑥ バックル

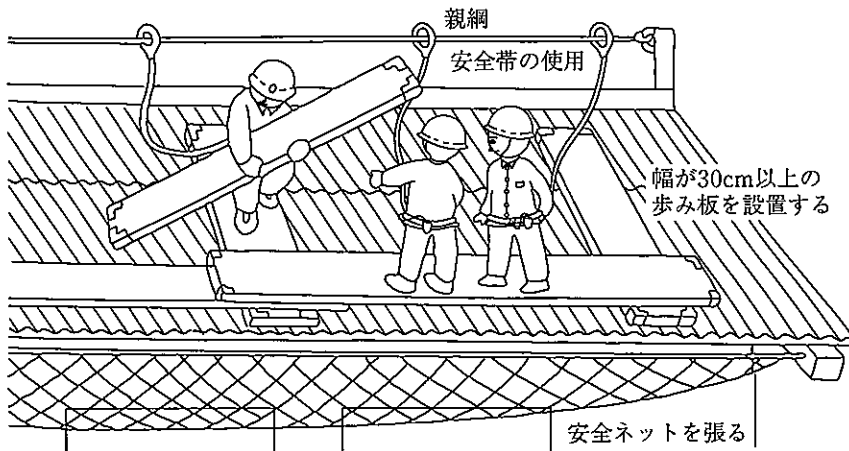
(平14・3・14基発0314003)

<p>罰 則</p>	<p>① 高さが2 m以上の箇所において必要な場合に安全帯等を使用させず、又は安全帯を取り付けるための設備等を設置しなかったとき (法21②)</p> <p>② 安全帯の使用を命ぜられた労働者がこれを使用しなかったとき (法26)</p>	<p>①の場合、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金 (法119―122)</p> <p>②の場合、50万円以下の罰金 (法120―122)</p>
-------------------	---	--

スレート等の屋根上で作業するときの留意点

項目	留意点
スレート等の屋根上の危険の防止	<p>スレート、木毛板等の材料でふかれた屋根の上で作業を行う場合において、踏み抜きにより労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、幅が30cm以上の歩み板を設け、防網を張る等踏み抜きによる労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない(法21②、安衛則524)。</p> <p>注1 「木毛板等」の「等」には、塩化ビニール板等であつて、労働者が踏み抜くおそれがある材料が含まれる。</p> <p>2 スレート、木毛板等のせい弱な材料でふかれた屋根であつても、当該材料の下に野地板、間隔が30cm以下の母屋等が設けられており、労働者が踏み抜きによる危害を受けるおそれがない場合は該当しないものである。</p> <p>3 「防網を張る等」の「等」には、労働者に命綱を使用させる等の措置が含まれる。</p> <p style="text-align: right;">(昭43・6・14安発100)</p>

〔スレート屋根上の危険防止措置〕



(安衛則524)

罰 則	スレート屋根等で、踏み抜きによる危険の防止の措置をとらなかったとき（法21②）	6月以下の懲役又は50万円以下の罰金（法119-122）
-----	---	------------------------------

健康診断実施後に事業者が行うべき事項

項目	留意点																												
健康診断の結果の通知	<p>① 健康診断受診労働者に対し、遅滞なく、結果を通知しなければならない(法66の6、安衛則51の4、有機則30の2の2、鉛則54の3、四鉛則23の3、特化則40の3、高圧則39の3、電離則57の3、除染電離則23、石棉則42の2、じん肺則22の2)。</p> <p>② 通知は、総合判定結果だけではなく、健康診断項目ごとの結果も通知する必要がある。健康診断結果は個人情報であるため、プライバシーの保護には十分配慮する必要がある。通知の方法としては、健康診断実施機関等から報告された個人用の結果報告書を配布する方法、健康診断個人票のうち必要な部分の写しを示す方法などがある(平18・2・24基発0224003)。</p>																												
健康診断結果の記録の作成及び保存	<p>健康診断の結果は、健康診断個人票を作成して、これを一定年数保存しなければならない(法66の3、じん肺法17)。</p> <table border="1" data-bbox="289 1066 1098 1711"> <thead> <tr> <th>健康診断の種類</th> <th>条項</th> <th>健康診断個人票</th> <th>保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般健康診断 歯科医師健康診断</td> <td>安衛則51</td> <td>安衛則様式5号 注1</td> <td>5年</td> </tr> <tr> <td>有機溶剤等健康診断</td> <td>有機則30</td> <td>有機則様式3号</td> <td>5年</td> </tr> <tr> <td>鉛健康診断</td> <td>鉛則54</td> <td>鉛則様式2号</td> <td>5年</td> </tr> <tr> <td>四アルキル鉛健康診断</td> <td>四鉛則23</td> <td>四鉛則様式2号</td> <td>5年</td> </tr> <tr> <td>特定化学物質健康診断</td> <td>特化則40</td> <td>特化則様式2号</td> <td>5年・30年 注2</td> </tr> <tr> <td>高気圧業務健康診断</td> <td>高圧則39</td> <td>高圧則様式1号</td> <td>5年</td> </tr> </tbody> </table>	健康診断の種類	条項	健康診断個人票	保存期間	一般健康診断 歯科医師健康診断	安衛則51	安衛則様式5号 注1	5年	有機溶剤等健康診断	有機則30	有機則様式3号	5年	鉛健康診断	鉛則54	鉛則様式2号	5年	四アルキル鉛健康診断	四鉛則23	四鉛則様式2号	5年	特定化学物質健康診断	特化則40	特化則様式2号	5年・30年 注2	高気圧業務健康診断	高圧則39	高圧則様式1号	5年
健康診断の種類	条項	健康診断個人票	保存期間																										
一般健康診断 歯科医師健康診断	安衛則51	安衛則様式5号 注1	5年																										
有機溶剤等健康診断	有機則30	有機則様式3号	5年																										
鉛健康診断	鉛則54	鉛則様式2号	5年																										
四アルキル鉛健康診断	四鉛則23	四鉛則様式2号	5年																										
特定化学物質健康診断	特化則40	特化則様式2号	5年・30年 注2																										
高気圧業務健康診断	高圧則39	高圧則様式1号	5年																										

安衛手引七

一四一四

電離放射線健康診断	電離則57	電離則様式1号の2	30年
除染等電離放射線健康診断	除染電離則21条	除染電離則様式2号	30年
石綿健康診断	石綿則41	石綿則様式2号	40年 注3
じん肺健康診断	じん肺則22	じん肺則様式3号	7年

注1 労働安全衛生規則43条・47条・48条の雇入れ時健康診断及び労働安全衛生法66条4項の健康診断は様式5号(1)を、労働安全衛生規則44条・45条・46条から48条の健康診断及び労働安全衛生法66条4項の健康診断（雇入れ時を除く。）又は同法66条の2の健康診断は様式5号(2)を、労働安全衛生規則45条の2の健康診断は様式5号(3)を使用する（安衛則様式5）。

2 特定化学物質のうち特別管理物質（クロム酸等を取り扱う業務にあつてはクロム酸等を鉱石から製造する事業場においてクロム酸等を取り扱う業務に限る。）に係る健康診断の記録は30年、その他の特定化学物質に係る健康診断の記録は5年の保存が必要である（特化則40）。

3 石綿健康診断の記録の保存年数は、当該事業場において当該労働者が石綿等に係る業務に従事しないこととなった日から40年である（石綿則41）。

安衛手引七

健康診断結果についての医師等からの意見聴取

健康診断の項目に異常の所見があると診断された労働者について、医師又は歯科医師より、当該労働者の健康を保持するために必要な措置についての意見を聴かなければならない。
医師等からの意見聴取は、健康診断実施日（労働安全衛生法66条5項ただし書により労働者が健康診断結果を証明する書面を提出した場合は当該提出日）から3か月以内に行い、聴取した医師等の意見を健康診断個人票に記載しなければならない。

一四一五

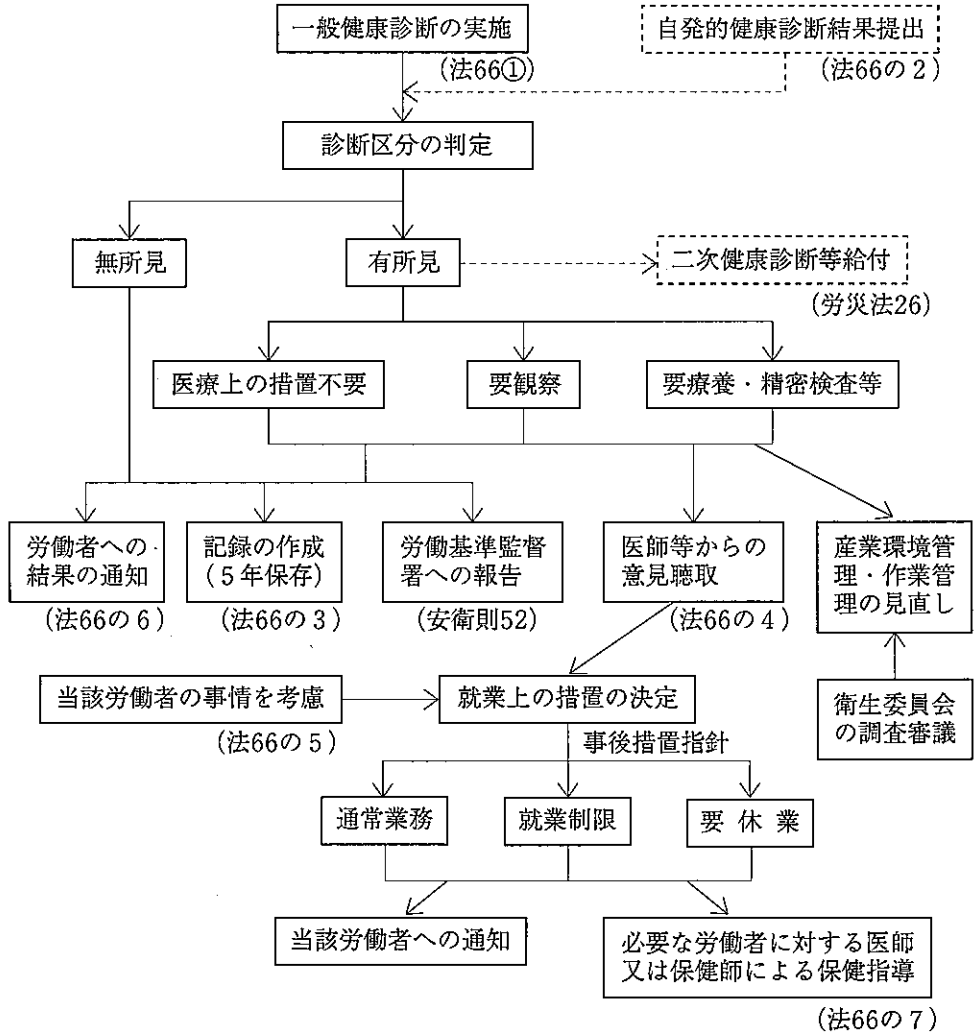
第7章 健康管理 第1 健康診断とその事後措置

	<p>(法66の4、安衛則51の2、有機則30の2、鉛則54の2、四鉛則23の2、特化則40の2、高圧則39の2、電離則57の2、除染電離則22、石棉則42)</p>
<p>必要な措置の実施</p>	<p>事業者は、医師、歯科医師の意見を勘案し、当該労働者の実情を考慮して、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業の回数の減少等の措置を講じるほか、作業環境測定の実施、施設又は設備の設置又は整備、当該医師又は歯科医師の意見の衛生委員会若しくは安全衛生委員会又は労働時間等設定改善委員会（労働時間等の設定の改善に関する特別措置法（平4法90）7条1項に規定する労働時間等設定改善委員会をいう。）への報告その他適切な措置を講じなければならない（法66の5①）。</p> <p>事業者が講ずべき措置の適切かつ有効な実施を図るため、労働安全衛生法66条の5第2項に基づき、次の指針が示されている。</p> <p>「健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針」（平8・10・1健康診断結果外指針1）</p>
<p>健康診断結果報告</p>	<p>① 常時50人以上の労働者を使用する事業者は、定期健康診断、特定業務従事者の健康診断、歯科医師による健康診断を行ったときは、遅滞なく、定期健康診断結果報告書（安衛則様式6号）を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない（法100①、安衛則52）。</p> <p>② 有機溶剤業務、鉛業務、四アルキル鉛業務、特定化学物質業務、高気圧業務、電離放射線業務、除染等業務、石棉業務に係る特殊健康診断を実施したときは、使用する労働者数に関わらず、健康診断結果報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない（法100①、有機則30の3、鉛則55、四鉛則24、特化則41、高圧則40、電離則58、除染電離則24、石棉則43）。</p> <p>③ じん肺に関する健康管理の実施状況については、毎年、12月31日現在の状況を翌年2月末までに、所轄労働基準監督署長を經由して、所轄都道府県労働局長に報告しなければならない（じん肺法44、じん肺則37）。</p>

安衛手引七

一四一六

〔一般健康診断結果に基づく事後措置等のフローチャート〕



<p>罰 則</p>	<p>① 健康診断結果の作成、保存、通知、監督署長への報告を怠った場合 (法66の3・66の6・100①、じん肺法44)</p> <p>② 労働者が健康診断を受診しなかったとき (法26)</p>	<p>①の場合、50万円以下の罰金 (法120一・五・122)</p> <p>②の場合、30万円以下の罰金 (じん肺法45五・46)</p>
-------------------	--	--